

## 山形県温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止対策要領

平成30年5月7日み自第98号 環境エネルギー部みどり自然課長通知  
(一部改正) 令和7年7月17日付み自第242号 環境エネルギー部みどり自然課長通知

### 第1条 目的

この要領は、県内の温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のための取組みを継続的に実施するための関係機関の役割（責務）を定め、もって県民の安全・安心な温泉利用環境の確保に資することを目的とする。

### 第2条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「告示基準」とは、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成29年9月1日付け環境省告示第66号）」をいう。
- (2) 「ガイドライン」とは、「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン（平成29年9月環境省）」をいう。
- (3) 「対象施設」とは、告示基準の「1 適用対象となる温泉」を、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の利用許可を得て、公共の浴用に供している施設をいう。
- (4) 「施設管理者」とは、対象施設の管理者をいう。

### 第3条 施設管理者の役割（責務）

#### 1 基本的事項

施設管理者は、告示基準及びガイドラインの定めるところにより、硫化水素中毒事故防止のための取組みを行わなければならない。

#### 2 硫化水素濃度の測定、記録及び保管

施設管理者は、浴室（露天風呂を含む。）内の空気中の硫化水素濃度を、原則として1日1回以上測定して様式1に記録するものとする。なお、その記録は3年間、保管するものとする。

### 第4条 保健所の役割（責務）

#### 1 立入点検の実施及び報告

保健所生活衛生課（室）（以下、「保健所」という。）は、施設管理者による硫化水素濃度の測定状況を確認するため、対象施設について2年に1回（蔵王温泉にあっては、1年に1回）以上の立入点検を実施し、その結果を様式2に記載して、毎年12月末までに1月～12月の結果をまとめて環境エネルギー部みどり自然課（以下、「みどり自然課」という。）あて

に報告するものとする。

なお、硫化水素中毒事故防止のため必要があると認める場合は、みどり自然課と協議の上、対象施設への立入点検回数を、1年に1回（蔵王温泉にあつては、1年に2回）以上とすることができる。

## 2 対象施設の確認及び報告

保健所は、その業務の範囲内において、対象施設の増加（または廃業等に伴う減少）を把握した場合は、速やかにその内容をみどり自然課あてに報告しなければならない。

## 第5条 みどり自然課の役割（責務）

### 1 対象施設の把握

みどり自然課は、県内における対象施設を様式3により取りまとめるとともに、第4条第2項に規定する保健所からの報告があつた際は、随時、様式3の情報を更新し、保健所と情報を共有しなければならない。

### 2 硫化水素中毒事故防止に係る全体的な指導

みどり自然課は、この要領に定めるもののほか、温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のための取組みに係る全体的な指導を行うものとする。

## 附 則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

この要領は、令和7年7月17日から施行する。



(様式2)

温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止対策

対象施設 立入点検記録紙

測定日	年	月	日	測定者
浴槽の設置場所				
施設名				
浴槽名				
浴室内における測定値				
浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度 _____ [ppm] 【基準値：20ppm】				
測定場所：				
浴室床面から上方 70cm の位置の濃度 _____ [ppm] 【基準値：10ppm】				
測定場所：				
測定時の天候及び露天風呂では、風の状況				
天候：晴・曇・雨・雪・霧 風の状況；無風・微風・強風				
当該浴槽に係る空気中の硫化水素濃度の測定状況（該当するものがあれば□にチェックを入れる）				
<input type="checkbox"/> 定期的に測定されている 回／				
<input type="checkbox"/> 定期的に測定されていない				
[ 定期的に測定されていない場合は、その理由 ]				
指導事項				
備考				

注) 本点検記録紙は、施設管理者の継続的な取組みを確認するための様式であることから、新たに温泉法第 15 条第 1 項の許可処分を行う場合は、告示基準及びガイドラインに基づき、必要事項を確認すること。

(様式3)

温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止対策  
対象施設一覧

年 月 日現在

番号	市町村名	温泉地名	対象施設名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				